



平成 28 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ニッパンレンタル
代表者名 代表取締役社長 石塚 春彦
(J A S D A Q ・ コード 4 6 6 9)
問合せ先
役職・氏名 専務取締役
経営管理部長兼総務部長 町田 典久
電話 027-243-7711

監査等委員会設置会社への移行、執行役員制度の導入及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により新たに導入された「監査等委員会設置会社」に移行する方針及び執行役員制度を導入する件を決議いたしました。また、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 37 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することにつきましても決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化することによってコーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の健全性、効率性及び透明性を高める。また、重要な業務執行の全部又は一部の決定を取締役に委任する旨を定款に定めることで、迅速な意思決定による経営の効率性の向上を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 30 日開催予定の当社第 37 回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が原案どおり承認決された場合、同日付で「監査等委員会設置会社」に移行する予定であります。

2. 執行役員制度の導入

(1) 導入の目的

経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することで、権限と責任の所在を明確にし、併せて業務執行権限の委任を推進することで、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的・戦略的な経営体制を構築することを目的として、執行役員制度を導入いたします。

(2) 制度の概要

- ① 執行役員は、取締役会が決定した会社の経営方針を執行する権限を委任された者で、取締役会又は代表取締役の統括の下に業務執行を分担して行う責任者とします。
- ② 執行役員の選任は、取締役会で決議するものとします。
- ③ 取締役は、執行役員を兼務できるものとします。
- ④ 執行役員の任期は 1 年とし、再任を妨げないものとします。

(3) 導入時期

平成 28 年 3 月 30 日（予定）

3. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として「監査等委員会設置会社」が法制化されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしました。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に係る規定の新設、並びに監査役及び監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 意思決定の迅速化を図るため、取締役の員数の上限を縮減します。
- ③ 取締役会が執行役員を選任し得る旨を明確化します。
- ④ 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第426条及び第427条に定める取締役の責任免除制度に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、及び業務執行取締役等である者を除く取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨を第28条(取締役の責任免除)として新設するものであります。
- ⑤ 上記のほか、条数及び字句等の訂正を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 11 条 (条文省略)	第 6 条～第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 17 条 (条文省略)	第 12 条～第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会 (員数)	第 4 章 取締役および取締役会 (員数)
第 18 条 当社の取締役は、 <u>5</u> 名以内とする。 (新設)	第 18 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)は、 <u>3</u> 名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。	第 19 条 取締役は、株主総会において <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u>
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
(任期)	(任期)
第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	第 20 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現行定款	変更案
<p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の終了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く)との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額</u></p>

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(員数)</p> <p>第27条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第34条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>とする。</u></p> <p>第5章 <u>執行役員</u></p> <p>(選任)</p> <p>第29条 <u>当会社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、取締役会の定める業務の執行を委任することができる。</u></p> <p>2. <u>執行役員に関する必要な事項は、この定款に別段の定めのある場合のほか、取締役会が定める執行役員規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>第32条～第35条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第37回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

(3) 日程

定時株主総会決議日

平成28年3月30日(予定)

定款変更の効力発生日

平成28年3月30日(予定)

以上